

小規模事業者の方が
経営を改善するためにご利用できる
公的融資制度です。

「マル経融資制度」をご利用ください!!

- 【1】まずは倉敷商工会議所までお問い合わせください！
- 【2】日本政策金融公庫へ推薦の後、日本政策金融公庫が審査・融資実行



融資限度額 「2,000万円」

「無担保」、「無保証人」、「低利率」
(保証料不要です)

融資期間 「運転資金7年以内、設備資金10年以内」

年利
1.21%

R2.4.1現在

※利率は変動しますので
ご確認ください

ご利用の要件

- 従業員が20人以下（商業・サービス業は5人以下）の法人、個人事業主の方
(個人事業主、家族従業員、法人企業の役員の人数は除く)
- 当所の経営指導を6ヵ月以上受け、経理内容が明確な方
- 最近1年以上当所管内で事業を行っている方
- 納期限の到来している所得税・法人税・事業税・県民税・市民税をすべて完納されている方
- 許認可を要する業種はそれを受けている方

資金使途

- 運転資金**
 - 仕入資金／買掛金・手形の決済
 - 給料・ボーナスの支払
 - 諸経費の支払
- 設備資金**
 - 工場・店舗の改築
 - 車輛の購入
 - 機械設備・什器備品の購入
(見積書・カタログ等が必要です)

ご相談の際には直近の試算表、申告書・決算書各2期分
(マイナンバーは必ず判読不能となるよう黒塗りしたもの)をご用意ください。

まずは
お気軽に
ご相談を

倉敷商工会議所 中小企業相談所

倉敷市白楽町249-5

TEL 086-424-2111(代) お気軽にご連絡ください。



倉敷商工会議所
地域と協働する商工会議所を
目指しています。

「会員特別融資制度」のご案内

当所では協力金融機関との提携により会員向け特別融資制度の取扱いを行っています。

この融資制度は、提携金融機関から通常の融資に比べ金利、手数料などが優遇された条件で融資を受けられます。

事業資金の調達に、また新たな金融機関取引のきっかけにぜひご活用ください。

お申し込みのための共通条件

倉敷商工会議所の
会員であること。
(会員歴6ヵ月以上)

会費の未納が
ないこと。

※その他金融機関ごとに個別の申し込み条件があります。

お申し込みの方法

- ①「会員特別融資制度商品一覧表」の中から、融資申し込み希望の金融機関をひとつお選びいただき、当所に「『会員証明・融資紹介』依頼書」をご提出ください。
※なお、同時に複数の金融機関へのお申し込みはできません。
- ②「会員証明書」を発行し、希望金融機関へ紹介します。
- ③金融機関から必要書類等について連絡があります。
- ④必要書類に「会員証明書」を添付の上、希望金融機関へお申し込みください。
- ⑤金融機関で所定の審査の上、融資実行の可否が決定されます。

「会員特別融資制度商品一覧表」、「『会員証明・融資紹介』依頼書」は、当所ホームページからダウンロードできます。

URL <http://www.kura-cci.or.jp>

ぜひ、 をご覧ください。

提携金融機関

■中国銀行
■トマト銀行
■香川銀行
■玉島信用金庫
■三菱UFJ銀行

■広島銀行
■山陰合同銀行
■おかやま信用金庫
■商工組合中央金庫

■伊予銀行
■もみじ銀行
■水島信用金庫
■笠岡信用組合

※この制度は融資の実現をお約束するものではありません。金融機関の審査によってはご希望に添えない場合がございます。あらかじめご了承ください。

※制度の内容は、各金融機関の商品（業歴・会員歴等）により異なりますのでご注意ください。

(お問い合わせ)

倉敷商工会議所 中小企業相談所

倉敷市白楽町249-5 TEL 086-424-2111 (代)